



【1】私立高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されればどなたでも受給できます。

◎保護者（親権者合計）の収入状況により支給金額が決定されます。

<判定基準額算出方法>

「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額」の親権者合計により判定
（早生まれの場合は市町村民税の（課税標準額－33万円）×6%－調整控除額）

*早生まれ対応該当者は1月2日～4月1日生まれでかつ、保護者等が16歳未満扶養親族を申告している場合に適用

【就学支援金支給金額】

年収の目安	判定基準額	就学支援金区分および支給額		備考
		区分	支給金額	
910万円未満程度	304,200円未満	加算なし	月額 9,900円 (年額 118,800円)	就学支援金区分および判定基準額により、別途県より授業料減免 (月額 4,800円～23,100円) が支給されます。
590万円未満程度	154,500円未満	加算あり	月額 33,000円 (年額 396,000円)	

◎申請・届出時期及び支給期間は下記の通りです。(最大36ヶ月まで受給可)

回数	申請区分	申請時期	支給期間	支給月数
1回目	受給資格申請	高1(4月)	高1(4月)～高1(6月)	3ヶ月
2回目	収入状況届 (更新)	高1(6月)	高1(7月)～高2(6月)	12ヶ月
3回目		高2(6月)	高2(7月)～高3(6月)	12ヶ月
4回目		高3(6月)	高3(7月)～高3(3月)	9ヶ月

支給期間ごとに対象となる課税年度が切り替わるため、各年度収入に応じて受給区分が認定されます。

【2】授業料減免（静岡県高等学校授業料減免費補助金）

静岡県高等学校授業料減免費補助金並びに聖隷クリストファー高等学校授業料減免規程細則に基づき、以下の要件に該当する場合には、授業料の一部（月額上限4,800円～23,100円）の免除を申請することができます。

<対象> ①・②のいずれかに該当する場合

①	就学支援金受給対象者で、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額」（早生まれの場合は市町村民税の（課税標準額－33万円）×6%－調整控除額）の合計額が251,100円未満である者（ただし、48,300円以上154,500円未満の場合を除く）
②	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者またはこれに準ずる程度に困窮するに至った者

2022年度より
対象世帯拡充

<支給金額>

年収目安	270万円未満	270万円～350万円	350万円～590万円	590万円～700万円	700万円～800万円	800万円～910万円
判定基準額	100円未満	48,300円未満	154,500円未満	203,100円未満	251,100円未満	304,200円未満
支給額	年額 117,000円 (月額 9,750円)	年額 57,600円 (月額 4,800円)	—	年額 277,200円 (月額 23,100円)	年額 79,200円 (月額 6,600円)	—

就学支援金および授業料減免
受給区分判定方法

(STEP①) 課税標準額および調整控除額を以下の書類で確認
(STEP②) それぞれの金額をもとに判定基準額を算出

- 課税証明書（市町村役場、出張所で発行）
 - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて配布）
 - 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）
- ※源泉徴収票では確認できません。



(100円未満端数切捨て)					
判定基準額	課税標準額	×6%	－	調整控除額	合計
保護者①	円	×6%	－	円	円
保護者②	円	×6%	－	円	円
※政令指定都市に納税している場合は調整控除額に3/4を乗じた額					円

<就学支援金および授業料減免適用後の月額授業料>

年収目安	判定基準額	①就学支援金	②授業料減免	合計 (①+②)		授業料負担額	
		(月額)	(月額)			区分	月額
910万円 以上	304,200円 以上			0円	→	通常	36,900円
800～910万円 未満	304,200円 未満	9,900円		9,900円	→	【A】	27,000円
700～800万円 未満	251,100円 未満	9,900円	6,600円	16,500円	→	【B】	20,400円
590～700万円 未満	203,100円 未満	9,900円	上限23,100円	33,000円	→	【C】	3,900円
350～590万円 程度	154,500円 未満	33,000円		33,000円	→	【D】	3,900円
270～350万円 程度	48,300円 未満	33,000円	上限4,800円	36,900円	→	【E】	0円
270万円 未満	100円 未満	33,000円	上限9,750円	36,900円	→	【F】	0円

【3】遠距離通学費支援

授業料減免受給対象者（判定基準額 48,300 円未満）で、基準額（月額 15,000 円）を超えて公共交通機関を利用し通学している場合、下記金額が助成されます。

対象	支給金額
授業料減免受給対象者（判定基準額 48,300 円未満）で、基準額（月額 15,000 円）を超えて公共交通機関を利用し通学している者	公共交通機関の 1 ヶ月の定期券購入費の合計額から基準額（月額 15,000 円）を控除した額に通学延べ月数を乗じた額の 2 分の 1 以内（各学年の 8 月及び最終学年の 3 月分は除く）

【4】入学時納付金支援

当該年度の入学者のうち里親に養育されているまたは養護施設に入所している場合、入学時納付金（入学金及び施設費）が免除されます。

【5】静岡県私立高等学校奨学給付金（各都道府県）

保護者等が静岡県内在住でかつ一定の所得以下の世帯（非課税世帯または生業扶助世帯）に対し、授業料以外の教育経費を支援するために一時金が支給されます。【世帯状況により支給金額が異なります】

対象	支給金額
非課税世帯（住民税所得割額が 0 円）または生業扶助（生活保護）の決定を受けている世帯	世帯構成等に応じて奨学給付金を支給（私立全日制高校の場合） 【生活保護受給世帯】（年額）52,600 円 【非課税／第 1 子】（年額）134,600 円 【非課税／第 2 子以降】（年額）152,000 円

* 保護者等が県外在住の場合、保護者等が在住する各都道府県の奨学給付金制度が適用されます。

【6】各自治体による授業料補助（豊川市／豊橋市／新城市など）

県外より本学へ進学した生徒を対象に、保護者が在住する自治体より授業料補助金（一時金）が支給されます。保護者等の住所が県外にあり、かつ授業料負担者の収入が各自治体の定める所得基準に該当する場合に補助金が支給されます。（所得基準・支給金額等は自治体により異なります）

【7】その他（本学独自の減免制度）

兄弟姉妹在籍減免

本校（中・高等学校）に兄弟姉妹が同時に在籍する場合、最年長の生徒を除く弟妹の授業料が半額免除となります。

【対 象】 最年長の生徒を除く弟妹

【減免額】 授業料半額免除

卒業生弟妹減免

本校（中・高等学校）に在籍する生徒の兄姉の二人以上が聖隷クリストファー高等学校を卒業している場合、在籍生徒の授業料が 3 割免除となります。

【対 象】 兄姉二人以上が卒業している生徒

【減免額】 授業料 3 割免除

家庭状況等により受給条件が異なります。各助成制度についての詳細は総務部へお問合せください。